

平成二十八年総務省・財務省令第五号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則
　　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二章及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第一章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義) 「日本三古事記」、「古事記」、「伊勢物語」又は「トコロ云々

第一条 この省令において「外国居住者等」「居住者」「非居住者」「内国法人」又は「外国法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律人

律（以下「法」という。）第二条に規定する外国居住者等、居住者、非居住者、内国法人又は外

（関連するプロジェクトの範囲）

第二条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以

下「令」という。) 第四条第四項に規定する総務省令、財務省令で定めるものは、同項の外国居三者(第一の「ジニ」、二の「ミニ」、三の「マニ」)の旨(第三章の「ジニ」、二の「ミニ」、三の「マニ」)。

住者等の——のプロジェクトと商業的——体性を有する当該外国居住者等の他のプロジェクトとす

(事業から生ずる所得に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出等)

第三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に
關する法律（昭和四〇年五月二十一日第一号）（以下「租税特例等実施特別法」といふ。）

開する省令（昭和四十四年六月三日、自治省令第一号以下、一租税条例等実施特例省令）といふ

びに第九条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第七条第一項の規定の適用がある同項に規定

する事業から生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等寒廻寺例省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

等実施特例省令の規定中同表の中横に掲げる字合は
そのぞれ同表の丁横に掲げる字合に読み替
えるものとする。

第四条第一 相手国居住者等 外国居住者等（外国居住者等の所得に對

項する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得

（開港場港務官等の外國居住者等所行する相互免除法」という。）第二条第三号に

規定する外国居住者等をいう。以下同

その者が直入的施設（租税条約に規定す）
　　外國居住者等所導相互通免余去第七条第
　　七

外國居住者等所持相互免附證第一回第
一項

う。以下この項において同じ。) 若しく

は固定的施設（租税条約に規定する固定的施設のうち国内にあるものをハナ。以

下この条において同じ。）を有しないこ

と若しくはその者が有する恒久的施設若
くは即ち直営に歸す。しかし、これ又

しくは固定的施設に帰せられること又は一定の金額を超えないことを要件とす

る租税の免除を定める租税条約

当該租税条約の効力発生の日
適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（本文二一、三、五、七第一五節）付

効力発生の日と	この法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）
適用開始日と	

第一項 第十号	項目 第十号	項目 第六号	第五項 第三号	第五項 第二号	第四項 第一項	第三項 第一項	第二項 第一項	第一項 第二項	第二項 第十号
相手国居住者等は いる 管理され、かつ、支配されて いる	氏名、国籍 	外国居住者等で 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある機関 	相手国等の権限ある機関 	相手国居住者等上場株式等配当 等につき当該相手国居住者等上 場株式等配当等に係る租税条約 の規定に基づき租税の軽減又は 免除
（同項の 相手国居住者等は 同一 の規範に 該当する）	（租税特別措置法第九条の三の二第一項の 適用を受けるための 規定の適用）	（同項の 相手国居住者等は 同一 の規範に 該当する）	（租税特別措置法第九条の二第一項の 適用を受けるための 規定の適用）						
管理されている	氏名	外国居住者等は 	外国居住者等で 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある機関 	相手国等の権限ある機関 	相手国居住者等上場株式等配当 等につき当該相手国居住者等上 場株式等配当等に係る租税条約 の規定に基づき租税の軽減又は 免除
第一項 第十一号	項目 第十一号	項目 第六号	第五項 第三号	第五項 第二号	第四項 第一項	第三項 第一項	第二項 第一項	第一項 第二項	第二項 第十号
相手国居住者等は いる 管理され、かつ、支配されて いる	氏名、国籍 	外国居住者等で 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある当局 	相手国等の権限ある機関 	相手国等の権限ある機関 	相手国居住者等上場株式等配当 等につき当該相手国居住者等上 場株式等配当等に係る租税条約 の規定に基づき租税の軽減又は 免除

2 税税条約等実施特例省令第二条の二第一項（第六号亦を除く。）から第五項まで及び第九項（第四号を除く。）から第十八項までの規定は、法第十五条第三項又は第四項の規定の適用がある株主等対象配当等（対象配当等のうち、外国法人（同条第三項に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）に係る外国においてその法令に基づき当該外国法人の法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第二条第十四号に規定する株主等（当該外国人が同条第八号に規定する人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。）である当該外国に係る外国居住者等の所得として取り扱われる部分をいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施

項 第十五		項 第十四		項 第十二		項 第十一		項 第十ー		項 第九項		六号 及び第		
を同項	同項に規定する租税の免除を定める相手国等の権限ある当局	つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除ある当局	第三回国体が	第三回国体の相手国等の権限のある機関	第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除ある機関	第八項第一号	第三回国体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる当該対象利子に相当する所得を当該第三回国体に相当するものの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されたとしたならば当該外国において同条第八項の規定により	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関	第三回国体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる当該対象利子に相当する所得を当該第三回国体に相当するものの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されたとしたならば当該外国において同条第八項の規定により	第三回国体上場株式等配当等につき当該第三回国体上場株式等配当等に係る租税の規定に基づき租税の軽減又は免除	前条第十一項又は配当等の	前条第八項	相手国等の権限ある当局
を前項	同項に規定する租税の免除を定める相手国等の権限ある当局	つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除ある当局	第三回国体が	第三回国体の相手国等の権限のある機関	第八項第一号	第三回国体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる当該対象利子に相当する所得を当該第三回国体に相当するものの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されたとしたならば当該外国において同条第八項の規定により	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関	第三回国体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる当該対象利子に相当する所得を当該第三回国体に相当するものの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されたとしたならば当該外国において同条第八項の規定により	第三回国体上場株式等配当等につき当該第三回国体上場株式等配当等に係る租税の規定に基づき租税の軽減又は免除	前条第九項	次条第九項	相手国团体上場株式等配当等の	

項 第一		項 第二		項 第三	
法第三条の二 手国等内で 第一項から第 十一項まで又 は	相手国等	同条第一項、 第三項、第五 項、第七項又 は第九項（同 条第十項の規 定により読み 替えて適用さ れる場合を含 む。） から第十一項 まで	第三項、第五項、第七項又は第九項	これら	第二条から前 条まで
余金の配当につき法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第三条中「法第三条の二第一項から第十一項までの」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 租税条約の相 手国等内で 第一項から第 十一項まで又 は	外国	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項（外国居住者等所得相互免除法第四十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に 関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）において	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項（外国居住者等所得相互免除法第四十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は	法第三条の二 手国等内で 第一項から第 十一項まで又 は

項三 第		項二 第		項一 第		項一 第		項二 第	
を同項 を前項	相手国等の権限ある当局	相手国等の権限ある当局	相手国等の権限ある当局	相手国等の権限ある当局	相手国等の権限ある当局	相手国居住者等	相手国居住者等	法第三条の三第一項	当該相手国等 手国等との間の租税条約の規 定に基づき租税の軽減又は 免除
を同項 を前項	相手国居住者等 同項に規定する免除規定に定 める	相手国居住者等 同項に規定する免除規定に定 める	相手国居住者等 同項に規定する免除規定に定 める	相手国居住者等 同項に規定する免除規定に定 める	相手国居住者等 同項に規定する免除規定に定 める	外国居住者等 外国居住者等に係る外国の租税に関する権限のある機関	外国居住者等 外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる当 該償還差益に相当する所得を当該外国居住者等に相当する 居住者又は内國法人の所得とした場合にその所得に対して 当該所得税に相当する税が課されたとしたならば当該外国 において外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項若し くは第二項又は第十八条第一項の規定により当該償還差益 に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件 により所得税に相当する税の免除を受けることができる場 合における当該外国居住者等であつて、かつ、外國 の租税に関する権限のある機関	外国居住者等 外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項の規定の適用 による 手国等との間の租税条約の規 定に基づき租税の軽減又は 免除	当該相手国等 手国等との間の租税条約の規 定に基づき租税の軽減又は 免除
を同項 を前項	外国居住者等 外国居住者等の権限ある機関	外国居住者等 外国居住者等の権限ある機関	外国居住者等 外国居住者等の権限ある機関	外国居住者等 外国居住者等の権限ある機関	外国居住者等 外国居住者等の権限ある機関	外国居住者等 外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項の規定の適用 による 手国等との間の租税条約の規 定に基づき租税の軽減又は 免除	当該相手国等 手国等との間の租税条約の規 定に基づき租税の軽減又は 免除	当該相手国等 手国等との間の租税条約の規 定に基づき租税の軽減又は 免除	当該相手国等 手国等との間の租税条約の規 定に基づき租税の軽減又は 免除

<p>第一号</p> <p>法第六十六条の四の二第一項 の申立てをした</p>	<p>第六十六条 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十二条の十の二の規定 は、令第三十条第三項において準用する租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号） 第三十九条の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の 表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二条の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>取扱いに関する申立てを行つた</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非 課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除 法」という。）第三十六条第一項の外国における課税上の</p>

(第六号を除く。)、第二項、第四項、第五項、第七項から第十一項まで(第八項第四号を除く。)、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六条第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項(第六号を除く。)、第二項、第四項、第五項、第七項から第十二項まで(第九項第四号を除く。)、第十五項、第十六項若しくは第十九項、第六条第六項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第六条第七項において準用する租税条約等実施特例省令第三条第一項から第三項まで若しくは第五項、第七条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、第七条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第八条において準用する租税条約等実施特例省令第九条第一項、第二項若しくは第五項第九条において準用する租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項、第五項、第九項若しくは第十六項、第十一项において準用する租税条約等実施特例省令第五条第一項、第二項若しくは第五項又は前条において準用する租税条約等実施特例省令第八条第一項(第十号を除く。)、第五項若しくは第十項の規定の適用がある場合について準用する。

の間の租税条約 （法人税法第二条第十二号の十九に規定する本店等と所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等若しくは内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する外國事業所等（外國居住者等）との間の租税条約をいう。次号において同じ。）	執行令第三十九条の十二の二第一項 第三号	号第三項の対象 （対象を有する場合等）
号第二項第二第一項 （外國居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徵収猶予の申請書類）	号第二項第一項 （外國居住者等所得相互免除法施行令第三十一条第二項において準用する法第六十六条の四第二十七項第三号）	号第三項の対象 （対象を有する場合等）
号第二項第二第一項 （外國居住者等の所得相互免除法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）第三条の四第二項の規定は、令第三十二条第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の九の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第三条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）	号第二項第一項 （外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外國居住者等所得相互免除法」といふ。）第三十二条第三項において準用する政令第九条の四第三項に掲げる字句に読み替えるものとする。）	号第三項の対象 （対象を有する場合等）
号第二項第二第一項 （外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外國居住者等所得相互免除法」といふ。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てに該当するものとして認定される場合）	号第二項第一項 （外國居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税額）	号第三項の対象 （対象を有する場合等）
号第二項第二第一項 （外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外國居住者等所得相互免除法」といふ。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てに該当するものとして認定される場合）	号第二項第一項 （外國居住者等所得相互免除法第三十八条第三項の法人と当該法人に規定する特定国外関連者（外國居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいふ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいふ。）特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいふ。））	号第三項の対象 （対象を有する場合等）

前号の申立てに係る特定国外関連者（外國居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいふ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいふ。）	号第三項の対象 （対象を有する場合等）

第三号	第六項	第一号	第五項	第一号	第五項	第五項	第四項	第三号
事業年度	(法)	法人番号	法人の名称、代表者	法人税額の課税標準とされた所得	(法)	事業年度(地方税法(昭和二十二年法律第一百二十六号)第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第二号において同じ。)	個人番号	法人の名称、代表者の氏名
年分	(法第四十条第七項において準用する法)	個人番号	事業税の納稅義務者の氏名	第四十条第七項において準用する法第三十九条第七項	個人番号	第四十条第七項において準用する法第三十九条第五項	個人番号	第三十九条第七項
事業年度	法人税額の課税標準とされた所得	法人の名称、代表者	法人番号	第三十八条第五項	法人の名称、代表者	第三十八条第五項	法人の名称、代表者	第三号
年分	(法第四十条第七項において準用する法)	法人番号	個人番号	第五項	法人番号	第五項	第五項	第六項
事業年度	法人税額の課税標準とされた所得	法人の名称、代表者	法人番号	第六項	省令、財務省令	第六項	第六項	第六項
年分	(法第四十条第七項において準用する法)	法人の名称、代表者	個人番号	第一号	第三十八条第五項	第二号	第二号	第二号

のは「外国居住者等所得相互免除法第四十二条の二第一項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

3 2 法第四十二条の二第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国は、台湾とする。

租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関等が法第四十二条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十二条の二第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十二条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項中「次項各号」とあるのは「次項第五号から第七号まで」と、同条第二項第五号中「報告事項を」とあるのは「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十二条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と、同項第六号中「前各号」とあるのは「前号」と、「法第十条の七の二」とあるのは「「前号」と、「法第十条の七第一項において準用する法第十条の七第一項」と読み替えるものとする。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第二十二条 租税条約等実施特例省令第十六条の十九第四項から第七項までの規定は法第四十二条の三第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十八項の規定は報告暗号資産交換業者等（法第四十二条の三第一項に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。次項において同じ。）が電子情報処理組織を使用して報告事項（法第四十二条の三第一項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）を法第四十二条の三第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続、同項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める方法及び同項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十九第四項中「報告対象契約（同項）とあるのは「報告対象契約（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（第三号において「外國居住者等所得相互免除法」という。）第四十二条の三第一項」と、同項第三号中「法第十条の十第二項第一号」とあるのは「外國居住者等所得相互免除法第四十二条の三第二項第一号」と、同条第八項中「法第十条の十第一項」とあるのは「外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外國居住者等所得相互免除法」という。）第四十二条の三第一項」とあるのは「報告暗号資産交換業者等が法第四十二条の三第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の二十第二項（第三号から第六号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十二条の三第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の二十第一項中「次項各号」とあるのは「次項第三号から第六号まで」と、同条第二項第三号中「報告事項（外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外國居住者等所得相互免除法」という。）第四十二条の三第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と、同号口中同項第五号中「前各号」とあるのは「前二号」と、「法第十条の十一」とあるのは「外國居住者等所得相互免除法第四十二条の三第三項において準用する法第十条の十一」と読み替えるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

（配当等に対する所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出等に関する経過措置）

第二条 第六条第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の翌年一月一日（施行日が平成二十九年一月一日である場合には、同日。以下「適用開始日」という。）以後に支払われるべき同項に規定する外国預託証券に係る同項に規定する剩余金の配当について適用する。

（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類に関する経過措置）

第三条 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間ににおける第十六条の規定の適用については、同条の表第二号の項中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十一項」と、同表第三号の項中「第六十八条の八十八第二十二項第二号」とあるのは「第六十八条の八十八第十八項第三号」とする。

（外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合等の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類に関する経過措置）

第四条 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間ににおける第十七条（内国法人及び外国法人である外国居住者等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条の表第二号の項中「第六十六条の四第二十一項第一号」とあるのは「第六十六条の四第七項第一号」と、「第六十六条の四第三十四項」とあるのは「第六十六条の四第三十一項」と、「第六十七条の十八第十三項」とあるのは「第六十七条の十八第十項」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」とあるのは「第六十八条の四第二十一項第一号」と、「第六十六条の四第三十四項」とあるのは「第六十六条の四第三十一項」と、「第六十七条の十八第十項」とあるのは「第六十七条の十八第二十一項」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十一項」と、「第六十八条の八十八第十八項第三号」とあるのは「第六十八条の八十八第二十二項第一号」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第二号」と、「同条第二十一項」と、「第六十六条の四第二十一項第一号」と、「第六十六条の四第三十一項」と、「第六十七条の十八第十項」とあるのは「第六十七条の十八第二十一項」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第三号」とあるのは「第六十八条の八十八第二十二項第一号」と、「第六十六条の四第二十一項第一号」と、「第六十六条の四第三十一項」と、「第六十七条の十八第十項」とあるのは「第六十七条の十八第二十一項」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第三号」とあるのは「第六十八条の八十八第二十二項第一号」と、「第六十六条の四第二十一項第一号」と、「第六十六条の四第三十一項」と、「第六十七条の十八第十項」とあるのは「第六十七条の十八第二十一項」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第三号」とあるのは「第六十八条の八十八第二十二項第一号」と、「第六十六条の四第二十一項第一号」と、「第六十六条の四第三十一項」と、「第六十七条の十八第十項」とあるのは「第六十七条の十八第二十一項」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」と、「第六十八条の百七の二第二十項」と、「第六十八条の八十八第十八項第三号」とあるのは「第六十八条の八十八第二十二項第一号」とする。

（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知に関する経過措置）

第五条 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間ににおける第十九条第一項（第五号の規定の適用については、同号中「第六十六条の四第二十一項第三号」とあるのは「第六十六条の四第七項第三号」とする。）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間ににおけるこの省令による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（次条において「新規則」という。）第二十条第一項において準用する地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）第十条の二の三第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十一条の十九の五第十三項」とあるのは「第四十二条の十九の五第十項」と、「第四十二条の三第三十六項第一号」とあるのは「第四十二条の三第三十二項第一号」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間ににおける新規則第二十条第三項において準用する地方税法施行規則第七条第二項第二号の規定の適用については、同号中「第三

四十一条の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一条の十九の五第十項」と、「第四十条の三の三第十六項第一号」とあるのは「第四十条の三の三第十一項第一号」とする。

附 則（平成三十一年三月三日総務省・財務省令第二号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月三日総務省・財務省令第三号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

第一 第二十条第三項の表以外の部分の改正規定 平成三十一年十月一日

第二 第十八条第二項の表以外の部分の改正規定、同表第十条の二の八第二項の項の改正規定、同表第十条の二の八第二項第一号の項の改正規定、同表第十条の二の八第二項第二号の項の改正規

定、同表第十条の二の八第二項第三号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第二号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第三号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第二号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第二号の項の改正規定、同表第五条の二の第二項の項の改正規定、同表第五条の二の第二項第一号の項の改正規定、同表第五条の二の第二項第三号の項の改正規定及び第十九条第一項第五号の改正規定 平成三十二年四月一日

第三 第二十条第一項の表第二項第二号の項及び同条第三項の表第二項第一号の項の改正規定（第

四十条の三の三第十六項第一号）を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める部分に限る。） 平成三十四年一月一日

附 則（平成三十一年三月二九日総務省・財務省令第五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

第一 第十六条の表の改正規定、第十七条の表第二号の項の改正規定（第四十条の三の三第十六項

第一号）を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める部分を除く）及び同表第三号の項の項の改正規定 令和二年四月一日

第二 第十七条の表第二号の項の改正規定（第四十条の三の三第十六項第一号）を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める部分に限る。） 令和三年一月一日

附 則（令和元年一二月二七日総務省・財務省令第四号）抄

1 （施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三日総務省・財務省令第二号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年六月三〇日財務省令第五六号）抄

（施行期日）

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（新地方法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（法人税法施行規則等の一部改正による改正後の法人税法施行規則（以下「新

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方法人税法施行規則（附則第十一
法人税法施行規則」という。）第二条の規定による改正後の地方法人税法施行規則（附則第十一
条において「新地方法人税法施行規則」という。）、第三条の規定による改正後の租税特別措置法
施行規則（附則第十二条において「新租税特別措置法施行規則」という。）第四条の規定による
改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第
十四条において「新震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正前の減価償却資產
の耐用年数等に関する省令 第九条の規定による改正前の租税特別措置法の実施に伴う所得税法、法
人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令及び第十八条の規定による改正後
の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則
第十条までにおいて同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事
業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附
則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対す
る法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対す
る地方法人税について適用する。

別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改
正規定に限る。附則第五条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第
三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。
以下附則第十条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第二項に規
定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第十条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八
号の四に規定する連結所得をいう。附則第十条第一項において同じ。）に対する法人税並びに法
人の施行日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人
税については、改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法
人税法、改正法第四条の規定（改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改
正前地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）、改正法第十六条の規定による改正前の租税
特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。附則第四条の二及び第十二条において「旧租税特別
措置法」という。）、改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限
る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する
法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）、改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号ルに
掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方
税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）、改正法第二十三条の規定による改
正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律
第二十九号。附則第四条の二及び第十四条において「旧震災特例法」という。）及び改正法第三
十条の規定（改正法附則第一条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等
の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正す
る政令（令和二年政令第二百七号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項の規定によりな
おその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行令（昭和四十
年政令第九十七号。附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。）、改正令第三
二条の規定による改正前の地方法人税法施行令（平成二十六年政令第一百三十九号）、改正令第三
三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。附則第十二条に
おいて「旧租税特別措置法施行令」という。）、改正令第四条の規定による改正前の東日本大震災
の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第一百二十二号
附則第十二条において「旧震灾特例法施行令」という。）、改正令第十二条の規定による改
正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭
和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等
の一部を改正する政令（平成三十年政令第一百三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正
前の法人税法施行規則（附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という。）、第二条の規
定による改正前の地方法人税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則
(附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。)、第四条の規定によ
る改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附
則第四条の二において「旧震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正前の減価償
却資産の耐用年数等に関する省令 第九条の規定による改正前の租税特別措置法の実施に伴う所得税

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和二年九月三〇日総務省令第四四号）抄

（施行期日）この省令は、令和四年四月一日から施行する。

第一條 附 則（令和三年三月三一日総務省・財務省令第二号）

（施行期日）この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年九月一七日財務省令第六六号）

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

- 1 この省令は、令和八年一月一日から施行する。
(報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置)
- 2 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第二十一条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「新法」という。）第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。）との間でその新法第四十一条の二第一項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る報告事項（同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十五条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行つた者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 報告金融機関等が施行日以後に新法第四十一条の二第一項の規定により報告事項（同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。）の提供をする場合における新規則第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「同号ハ」とあるのは、「場合次に掲げる事項」とあるのは「場合次に掲げる事項（報告金融機関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。）を行つた者に係るハ（2）に係る部分に限る。）又はヘに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。」と、同号ハ」とする。